

日本古文書ユニオンカタログ - 古文書情報を網羅するための“古文書リンケージ” プラットフォーム -

山田太造^{†1}

近藤成一^{†2}

野村朋弘^{†2}

古文書は原本以外にも影写本などの様々な媒体に収載され、目録・翻刻・画像など諸情報がある。1点の古文書に関する諸情報は点在することが多い。本研究ではこれらの古文書情報を結びつける“古文書リンケージ”プラットフォームを実現すべく構築を進めた「日本古文書ユニオンカタログ」について述べる。

The Union Catalogue of Japanese Historical Documents : A Linkage Platform for Exhaustive Collecting The Documents

TAIZO YAMADA,^{†1} SHIGEKAZU KONDO^{†2}
and TOMOHIRO NOMURA^{†2}

A document dealing with Japanese history is reproduced by several different means, such as microfilm, calligraphic reproduction, and photography. The information of the historical document is various types such as catalogs, texts and images. The diverse information is often distributed and is managed separately. In the paper we present a system named “The Union Catalogue of Japanese Historical Documents” which is a catalog database system of Japanese historical documents. The system is a linkage platform of the documents and can relate among various information of the documents.

^{†1} 人間文化研究機構

National Institutes for the Humanities

^{†2} 東京大学史料編纂所

Historiographical Institute, The University of Tokyo

1. はじめに

古文書とは文字で書かれた史料であるが、文字史料には古文書のほかに古記録と古典籍が含まれる²⁾。つまり古文書は古記録とも古典籍とも区別される特定の定義を有するものである。古文書の定義としては、文献の中の一部であって、「特定の対象に伝達する意思をもってするところの意思表示の所産」、すなわち甲から乙という特定の者に対して、甲の意思を表明するために作成された意思表示手段³⁾、というのが一般的である。古文書はもともとは歴史を書き記すために作成されたものではない。そのために記されたものは古典籍に属す。文書はもともと、社会生活上の実用のために作成されたものであり、それが古くなって史料として利用されるようになった²⁾。

東京大学史料編纂所（以下、史料編纂所）では、古文書の目録情報を格納管理するデータベースである古文書目録データベース（以下、古文書目録DB）の構築を行った。このデータベースは、2008年度に史料編纂所における影写本に収載されている古文書全点の目録情報を格納するに至り、古文書を対象とした研究の基盤として位置づけられるまでに成長を遂げた。

しかしながら、影写本収載以外の古文書、および、史料編纂所以外の組織において管理されている古文書情報が存在しており、古文書目録DBの古文書情報は全ての古文書を対象としていない。また、ある古文書の収載先が複数である場合がある。例えば、正治元年11月21日『関東下文案』は、影写本『大内文書』だけではなく『鎌倉遺文』第2巻にも収載されている。この場合、同一古文書として同定する方が望ましいと考えられる。さらに、古文書情報は目録以外にも、その所在情報、古文書画像、釈文等のさまざまな情報が存在するため、断片的な情報しか取り扱っていない。

本研究では、古文書の収載先を広げるとともに、点在する断片的な古文書の諸情報を結びつける「古文書リンケージ」プラットフォームの実現を目指しており、これまでの古文書目録DBを基盤とする新たなシステムとして日本古文書ユニオンカタログを構築した。本システムの特徴は以下の通りである。

- (1) 古文書の収載先を影写本だけではなく、原本、謄写本、史料集、マイクロフィルムなどの史料に収載されている古文書の目録情報を格納。
- (2) 史料編纂所以外の情報システムに格納されている古文書情報との連携。
- (3) 史料編纂所歴史情報処理システム（SHIPS: Shiryohensanjo Historical Information Processing System）における古文書に係る各種データベースへのリンケージ

形成。

(4) 古文書の同定。

(1) について、古文書の収載情報としての底本情報に対し、新たに底本種別に関する情報を持たせることにした(2)については、史料編纂所以外の組織で管理している古文書情報を扱うことができるようにし、一例として、東北大学大学院文学研究科日本史研究室の朴沢文書目録データベースとの連携を実施した(3)について、東京大学史料編纂所所蔵史料目録データベース(以下、HICAT)から所蔵情報および古文書画像を、奈良時代古文書フルテキストデータベース、古文書フルテキストデータベース、平安遺文フルテキストデータベース、および、鎌倉遺文フルテキストデータベースなど各種フルテキストデータベース(以下、FTDB)から釈文情報を本システムから参照できるようにした(4)については、同一の古文書を古文書グループに所属させられるように古文書グループの識別子を新規に設けた。

古文書を含む史料目録のシステムとしては、国文学研究資料館の『日本古典籍総合目録』、国立公文書館のアジア歴史資料センター『アジア歴史資料データベース』、国立歴史民俗博物館の『館蔵中世古文書』、国立国会図書館の『NDL Search』、イギリス The National Archives の『the Catalogue』、『National Register of Archives』、史料編纂所『所蔵史料目録データベース』などがある。これらは、史料の目録だけではなく、関連する史料画像・釈文へのリンクを持つものもある。しかしながら、古文書研究を行った結果としての古文書間の関係を表現しているデータベースシステムは殆ど無い。

以下、2節では、史料編纂所における古文書の位置づけおよび古文書目録DBについて述べる。3節では、日本古文書ユニオンカタログで対象とする古文書データの構成を示す。4節では、システム構成および利用例を示す。

2. 古文書目録データベース

2.1 影写本

1869年に「六国史御編修云々御決議二相成候」(明治二年二月 国史編修につき弁事宛学校伺書(「太政類典」一編四二巻))との指示を得たことにより、同年3月20日旧和学講談所に史料編輯国史校正局が開局された。翌4月、明治天皇は三条実美に宸筆の勅書(明治二年四月 国史編修につき三条実美宛明治天皇宸翰(東京大学史料編纂所(以下史料編纂所)所蔵))を下し、同局の総裁に任じている⁶⁾。これにより史料編纂事業が開始した。史料編輯国史校正局は現在の史料編纂所に相当する機関である。この局が1880年代に開始した史料探訪(地方史料調査)により、大量の古文書が地方に伝来することが認識され、それらを

編纂対象に組み入れることが必須の課題となった。史料編纂事業の最初の成果は、1901年に『大日本史料』第6編第1巻、第12編第1巻および『大日本古文書』(編年文書)第1巻刊行されたことである¹⁾。『大日本古文書』の刊行は、古文書が史料としての市民権を得たことを示している。

史料編纂所はその前身にあたる機関の時代から、地方出張によって発見した史料の複成を作成し蓄積してきた。古文書原本を入手するのではなく、原本はもともと伝来してきた現地に保存されるべきものとして、その複成を蓄積して、史料編纂に用いてきた。史料原本の上に薄手半透明の和紙を置き、上から筆と墨でトレースする「影写」と呼ばれる複成技術を用いてきた。影写本はレプリカのように原本をそのまま再現することを目的とするものではなく、原本の情報(文字の形、かすれ、欠損などまで)をできるだけ保存しながら、それを検索しやすい形態に改めたものと言える。そのため影写本は、電算機出現以前の紙媒体のデータベースと言ってもよい²⁾。

2.2 編年文書集

先に挙げた『大日本古文書』は編年の形式で編纂を始めている。しかしながら、編年に並べるためには全ての文書が掌握されていなければならない。次々と古文書の発見が相次ぐようであれば、それが一段落するまで編年形式での出版はできない。『大日本古文書』は「正倉院文書」を主とする奈良時代の古文書を一応編年形式で出版したところでこの形式を断念した。文献4)では森有礼の死とナショナリズムの質の転換が『大日本編年史』編纂中止の理由としている。以後は家わけ形式に変更する。所蔵者別に古文書を収録する方式である家わけでも、その中で文書を編年順に配列するという形式もあるが、次第に所蔵者のもとの原秩序の通りに配列する形式が主流となってきている。その後竹内理三が、平安時代・鎌倉時代の古文書を編年で収録した『平安遺文』『鎌倉遺文』を独力で刊行した。『鎌倉遺文』は全46巻35,124通にも及ぶ。

2.3 古文書目録

史料編纂所では1985年に、影写本収録古文書21万通の目録データベースを構築する事業に着手した。24年後の2008年度に影写本に収録された古文書のデータ211,086件の入力を完了した。当初、影写本のみならず、謄写(見とり写)本・写真帳さらには原本そのものをも対象とし、後に聖教を切り離すことになるが、古文書のみならず聖教についてもデータ化する予定であった。データベースの名称も「古文書聖教類データベース」としていた。特定の所蔵者、特に寺院の所蔵する文字史料について古文書・聖教の区別を超えて詳細なデータを採取するという意図によるものだった。「聖教」という概念で、実は古典籍・古記録

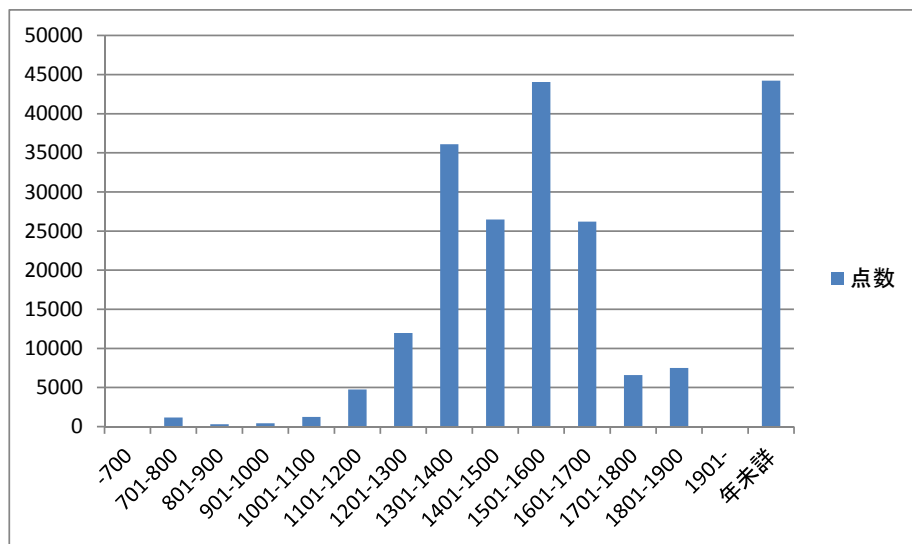


図 1 影写本収載古文書の年次別分布

のデータをも採取することを意図するもので、きわめて意欲的な計画になっていた。1995年4月から「古文書目録データベース」として学術情報センターから公開され、今日ではNII学術コンテンツポータル GeNii にて公開されている。

ここで、影写本収載古文書 211,086 件がいつ頃のものであるかを示す。図 1 は古文書の 100 年単位での分布状況を示す。影写本収載古文書についての年次別の分布であり、今日まで伝存している古文書すべての年次別の分布とは異なる。影写本が作成される段階で、16 世紀までのものについてはすべて影写することが心がけられたと思われるが、17 世紀以降のものについては選択がされていると思われる。従って古文書の伝存状況を考察する材料として使えるのは 16 世紀までと考えた方がよい。

16 世紀以前に限って見ると、時代が下るほど伝存数が増えていくという当然の予想が確認されるが、14 世紀と 15 世紀を比べると、14 世紀の方が多いという意外な事実にも気付かされる。ただこの事実を間違いのない確実なものとは断定するには多くの不安が残る。まず、母数 211,086 件のうち 44,223 件が年未詳である。この比率は余りに大きいと言わざるを得ない。しかもこれらの年未詳データは徹底的に研究しつくしてどうしても年を確定で

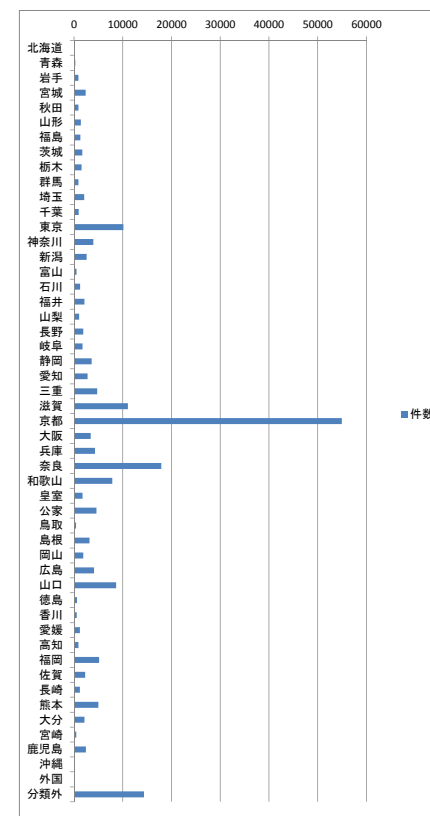


図 2 影写本収載古文書の地域別分布

きないというものではなく、これからの研究で年の確定が可能なものがいくらかもある。また年未詳データのうち、年の単位では確定できなくても大体の時期が推定できるものについては、推定年代を入れてある。推定年代を入れてあるデータについては、その推定年代の属する期間でカウントして、ここで年未詳としているデータは年代推定も行われていないデータということになるが、年代推定は相当数のデータについて可能と思われるため、それが進めば年次別伝存数の分布状況も大きく変わる可能性がある。古文書自体に年の記載のないものがあることがこのような問題を起る原因であるが、年の記載のない文書は時代

が下るほど増えると思われるので、研究を進めれば、14世紀と15世紀の伝存数の優劣が逆転するということはある。

次に影写本の地域分類別の分布状況をまとめたのが図2である。影写本は原則として原本の所在した地域によって分類されているが、所蔵者が移動している場合、移動前の地域に分類している場合もある。武家の場合には江戸時代に転封を繰り返している場合もあるので、「移動前の地域」の判断もかなり便宜的なものである。また影写本に収録された古文書は関が原の戦い以前のものを主としているにもかかわらず、多くの武士は関が原の戦い以後に国替えをしているので、古文書の伝来した地域と古文書の内容とが事離している場合がしばしば認められる。たとえば中世常陸の武士の家は、佐竹家臣団として佐竹氏の秋田転封に従い秋田県に文書を残し、中世安芸の武士の家は毛利家臣団として毛利氏の萩転封に従い山口県に文書を残した。

1位は京都府で他を圧倒して多く、2位の奈良県の3倍以上、全体の4分の1を超える点数である。京都府・奈良県・和歌山県の点数が多いのは、大規模寺院の存在によって理解しやすいが、和歌山県は6位であり、それより上位に滋賀県が3位、東京都が4位、山口県が5位を占めている。東京都が多いのは、明治維新後東京に移住した所蔵者のものが東京都に分類された場合があることや、東京に在住する蒐集家のものがあることによる。本来、東京都の地に伝来した古文書はむしろ少ないと思われる。山口県が多いのは、毛利家中を構成した武士の家が山口県子文書を伝えたことによるもので、その出身地は中国地方全域に及ぶ。山口県に比べると鹿児島県はかなり少ないが、鹿児島県については影写本の作成されていない中世文書がその後の調査で膨大に見出されている。そのため単純に影写本収録古文書の点数だけで比較することはできない。影写本収録古文書の地域偏差は、影写本が作成された条件の地域偏差による場合もあるので、影写本収録古文書だけで、古文書伝来の地域偏差を論じることはむずかしい。しかし影写本以外の諸媒体による古文書のデータが蓄積され統合されていけば、それぞれの媒体の有する条件による偏差は次第に是正され、古文書原本それ自体の偏差を論じることが可能になっていくと考えられる。

3. 日本古文書ユニオンカタログのデータ構成

本稿では、古文書の1点目録を表現したデータを目録データ、その目録の収載先としての媒体を表現したデータを底本データと呼ぶ。

日本古文書ユニオンカタログは古文書目録DBを基盤としている。古文書目録DBにおけるデータ構成を図3に示す。目録データは、文書名、管理番号、底本コード、和暦年月

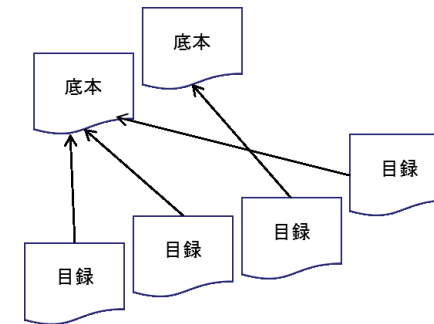


図3 古文書目録DBのデータ構成

表1 底本データの項目

項目名	内容
底本コード	底本の識別子
底本名	底本の名称
史料区分	HICATにおける史料区分
分類番号	HICATにおける分類番号・架番・号の形式。

日、差出、宛所、底本での収載情報（巻・冊・頁など）などを持つ。底本データは、底本名、底本コードなどを持つ。目録データは底本コードを持っており、目録データから底本データへのリンクを形成している。本システムでは、前節で述べた古文書リンケージを形成するため、以下で示すように目録データ、および、底本データを再定義する。再定義された底本データの項目は表1に、目録データの項目は表2に示す。

3.1 古文書の対象範囲の拡張

古文書目録DBでは影写本に収録されている古文書のみを対象としてきた。日本古文書ユニオンカタログでは、これ以外に、謄写本、写本、写真帳、マイクロフィルム、原本、刊本など史料編纂所で所蔵している底本に収録されている全古文書を対象とする。これらの区分を表3に示す。底本データに史料区分を持たせ、影写本以外の底本を扱うことができる。また、他サイトの古文書管理システムとの連携を行う仕組みも設けている。本研究では、東北大学大学院文学研究科日本史研究室と連携し、この仕組みを整えた。本システムの目録データから朴沢文書目録データベース内の該当する目録データを参照する場合、朴沢文書目録データベースの各目録データを識別するURLを、本システムで該当する目録データに

表 2 目録データの項目

項目	内容	キーワード検索対象
管理番号	目録データの識別子	
底本コード	底本データの識別子	
文書名	この底本での古文書の名称	
編, 冊 (巻), 頁 (丁)	古文書の収載情報	
文書番号	FTDB での積文データの識別子	
URL	他サイトでの URL	
グループ番号	グループ番号	
代表フラグ	代表なら "1", それ以外なら null.	
和暦年月日	和暦年月日	
西暦年月日	西暦年月日	
差出	古文書の差出	
宛所	古文書の宛所	
原蔵	原蔵者	
詳細内容	上記以外の特記事項.	

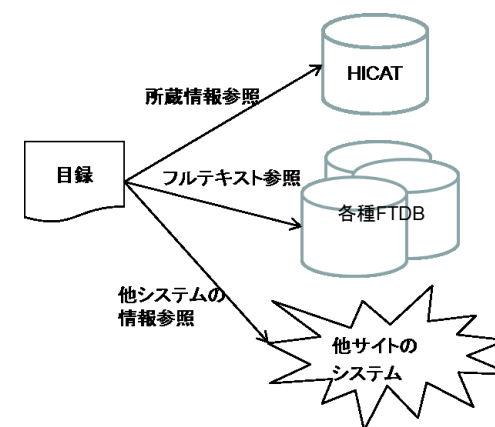


図 4 古文書フラグメント

表 3 HICAT の史料区分

貴重書	原本・古写本	模写	拓本	模造史料
	台紙付写真	古写真		
写本類	謄写本	影写本	その他の写本	
写真帳・フィルム類	写真帳 (日本語)	レクチグラフ (日本語)	マイクロフィルム (日本語)	
	写真帳 (外国語)	レクチグラフ (外国語)	マイクロフィルム (海外関係史料)	
	デジタル媒体	ビデオ・カセット	レプリカ	
	探訪マイクロフィルム	寄贈マイクロフィルム	シートフィルム	
刊本	デジタル資料	探訪デジタル資料	在外デジタル資料	
	刊本 (和漢書)	刊本 (外国語)	辞書・事典 (日本語)	
	辞書・事典 (外国語)	本所出版物		

URL を持たせることでリンクを形成する。

3.2 古文書フラグメントの統合

本稿では、これらの古文書に関する断片的な情報を古文書フラグメントと呼ぶ。古文書フラグメントを統合することで、各古文書に関する統合的な情報を得ることができる。HICAT では所蔵情報とともに画像を管理している。また、古文書 FTDB, 平安遺文 FTDB, 鎌倉遺文 FTDB, および、奈良時代古文書 FTDB の各種 FTDB では、積文情報とともにフルテキストを管理している。古文書フラグメントの統合では、目録データから関連する各 SHIPSDB 内のデータへリンクを形成する。これを図 4 に示す。目録データに HICAT の分

類番号を持たせることで、目録データから HICAT の書誌データへのリンクを形成する。また、各種 FTDB では、各古文書を識別するために文書番号を設けており、これを目録データに持たせることでリンクを形成する。

3.3 古文書グループの形成

前述した正治元年 11 月 21 日『関東下文案』のように、複数の収載先が存在する。そこで、同定された古文書でグルーピングする。本稿では、このグループを古文書グループと呼ぶ。各古文書グループでは、そのグループを簡易に表現するため、1 つの目録をグループ代表として設定できる。

4. システム構成

図 5 は本システムの構成を示している。本システムは、古文書の目録・底本データの作成を行う入力校正系システムと、目録の検索を行う公開検索系システムで構成されている。入力公正系システムを用いて作成された各データは SHIPSDB 内の日本古文書ユニオンカタログに格納される。公開検索系システムでは、このデータに対して検索を行うためのインデキシングと検索機能を提供する。検索結果として得られる古文書データは、目録情報、底本情報、所蔵情報、積文情報、古文書画像、および、所外の古文書データなどを参照することができる。

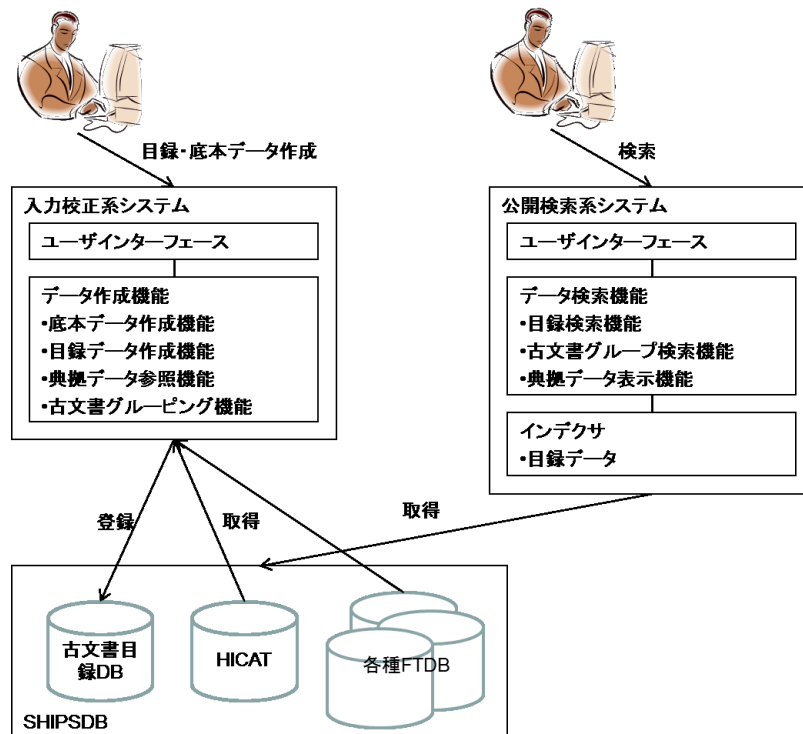


図 5 システム構成図

4.1 入力公正系システム

入力公正系システムでは、古文書の目録・底本のデータを作成するにあたり、以下の機能を提供する。

- 底本データ作成機能
 底本データを登録する機能である。底本の史料区分と分類番号は、HICAT を参照することで決定する。
- 目録データ作成機能
 目録の名称、和暦年月日、差出、宛所などの基本的な目録データと、巻、冊、頁など底本での収録情報を登録する機能である。新規に目録データを登録する際、その目録だけ

が所属する古文書グループが自動的に作成される。

- 典拠データ参照機能
 所蔵データ、釈文データなどの他の SHIPSDB のデータを参照できるようにリンクを形成する機能である。所蔵データへのリンク形成では、史料区分と分類番号が必要であるため、これを登録する。また、所蔵データには古文書の原蔵者や形状などが含まれていることがある。これらの情報を必要に応じて取得することもできる。各 FTDB における釈文データとのリンクを形成するため、このデータの識別子（文書番号）を登録する。また、HICAT では古文書画像の管理も行っている。古文書画像は、分類番号と古文書の収録情報（編、巻、頁など）を用いることで特定できる。朴沢文書目録データベースと連携するため、該当する目録の URL を登録できる。
- 古文書グルーピング機能
 本稿における古文書のグルーピングは、既存の古文書グループを統合していくことである。このグループの統合・解除を設定できる機能が古文書グルーピング機能である。また、各古文書グループにおいて、明示的に代表する目録を設定/解除することもできる。

4.2 公開検索系システム

公開検索系システムは、入力公正系システムで作成された目録データを検索するためのシステムである。公開検索系の機能は 1) インデキシング、2) データ検索の 2 つである。インデキシングは、表 2 および表 3 で示した底本・目録の各項目を対象としている。また、表 3 にはキーワード検索の対象項目も示している。

本システムのデータ検索は、簡易検索と項目検索の 2 つの検索方法を用意している。簡易検索はキーワードと西暦年月日での検索を提供する。項目検索では、簡易検索のキーワード検索に加え、古文書名・原蔵などの指定を行うことができる。一覧表示形式で“代表表示”を選択した場合は古文書グループを、“全表示”を選択した場合は目録データを検索の対象とする。古文書名、原蔵などを指定した場合、目録の各項目に対して部分一致検索を行う。項目検索では底本を指定することができる。底本を指定するため、底本の検索機能を提供する。検索を行うと検索結果の一覧が表示される。図 6 は、キーワードとして“御教書”を入力し、一覧表示形式として“代表表示”を選択した場合の検索結果一覧である。文書名などで赤く表示された文字列は、検索でヒットした個所を示す。検索対象は古文書グループであるが、表示対象はその古文書グループを代表する目録データとしている。各検索結果の詳細では、2 節で表現したデータ構成を表現した古文書データを取得することができる（図 7）。

検索結果: 17777件 検索式: キーワード (御教書)

全表示

1 2 3 4 5 6 7 8 9 次 > 最終 >

1-20/17777件

No	詳細	底本名	底本コード	架番号	編	冊	補	頁	和暦年月日	西暦コード	文書名
1	詳細	賜芦文庫文書	32020002	3071.02-2-26	26	0	53		天徳3年4月26日	09590040260	關白藤原冬教御教書
2	詳細	醍醐寺文書 (大日本古 文書)	11121901	8500-05-1911	11	0	4		(治安3年)7月18日	10230070180	藤原道長御教書案
3	詳細	平安遺文古文 書編	11321000	1070-74	3	0	785		永承3年	10480550550	東大寺別当御教書案
4	詳細	東大寺文書 (未成巻文書)	62650037	6171.65-36-7	7	0	103		永承4年9月10日	10490090100	伊賀守藤原公則請文案
5	詳細	東大寺文書 (東京大学法 学部所蔵)	62650028	6171.65-28			0	24	天喜2年7月28日	10540070280	美濃守高階業敏請文案
6	詳細	東大寺文書 (未成巻文書)	62650037	6171.65-36-11	11	0	12		天喜3年10月9日	10550100090	伊賀守小野守経請状
7	詳細	東寺百合文書	62620100	6171.62-196-53	53	0	96		延久2年8月21日	10700080210	足利義隆御判御教書案
8	詳細	熊谷文書	32770011	3071.77-11-2	2	0	39		延久5年3月10日	10730030100	關東御教書案
9	詳細	熊谷文書	32770011	3071.77-11-2	2	0	39		延久5年3月10日	10730080100	關東御教書案
10	詳細	平安遺文古文 書編	11321000	1070-74	11	0	282		応徳2年11月1日	10850110010	關白家御教書
11	詳細	東大寺文書 (大日本古 文書)	11121801	8500-05-1812	11	0	232		(天永2年)4月1日	11110040010	摂政<藤原忠実>御教書
12	詳細	東大寺文書 (成巻文書)	32650098	3071.65-64-30	95	0	23		(大治元年)正月27日	11260010270	興福寺別当<玄覺>御教書
13	詳細	平安遺文古文 書編	11321000	1070-74	5	0	1889		天承1年6月21日	11310060210	某御教書案
14	詳細	平安遺文古文 書編	11321000	1070-74	5	0	1889		天承1年12月3日	11310120030	某御教書案
15	詳細	醍醐寺文書	62620070	6171.62-45-25	25	0	52		天承2年2月19日	11320020190	僧覚任請文
16	詳細	東寺百合文書	62620100	6171.62-196-419	419	0	11		天承2年8月5日	11320080050	關白藤原忠通御教書通而書
17	詳細	東寺百合文書	62620100	6171.62-196-612	612	0	24		天承2年8月5日	11320080050	關白藤原忠通御教書
18	詳細	平安遺文古文 書編	11321000	1070-74	5	0	1904		天承2年8月5日	11320080050	關白藤原忠通家御教書
19	詳細	平安遺文古文 書編	11321000	1070-74	5	0	1904		天承2年8月5日	11320080050	關白藤原忠通家御教書
20	詳細	東寺文書(大 日本古 文書)	11121000	8500-05-1002	2	0	494		天承2年8月5日	11320080050	關白家<藤原忠通>御教書 札紙書

1 2 3 4 5 6 7 8 9 次 > 最終 >

図6 検索結果一覧画面

4.3 利用の一例 「起請文」のカタログ化

日本古文書ユニオンカタログは平安期・鎌倉期・室町期・戦国期と時代を区切ることなく、また文書群の垣根を超えた横断検索をすることが出来る。その最大の利点は、ある特定の古文書をカタログ化し、詳細に検討することにより、様式の変遷や時代的画期を見いだせる。

The screenshot shows a detailed view of a search result for '關東御教書案' (No. 8). On the left, there are fields for management number, date, title, original name, type, and accession number. On the right, there are fields for format, size, date, title, original name, type, and accession number. At the bottom, there is a table of related records with columns for No., original name, original code, accession number, volume, page, and date.

図7 検索結果詳細画面

研究上非常に有効なツールになり得ると考えている。

その具体的な対象とするのは「起請文」である。起請文とは、宣誓した内容を保証し、この宣誓を破った場合、神仏の罰を受ける旨を文言に不記した一種の宣誓書である。誓いの文言(誓約内容)+神々の勸請及び呪詛文言(神文・罰文)からなり、多くは熊野の牛玉宝印^{5),7)}を料紙として記された。この文書の形式論については、相田二郎・中村直勝・佐藤進一をはじめとする古文書学の泰斗によって明らかにされてきた。しかし、起請文の料紙に関しては千々和到があきらかにしたように、牛玉宝印が用いられたのは「東大寺世親講衆連署起請文」(文永三年(1266)十二月二十四日、『東大寺文書』)を初見とし、それ以前は白紙が用いられている。また、起請文の形式も「誓約内容」+「神文」だけでなく、「神文」+「誓約内容」+「罰文」という二つの系統があることが指摘されている。つまり「起請文」という文書形式は、誓約書という大まかな枠組みの外、多種多様な組み合わせが存在していた。また、牛玉宝印がどの時期に、どのような地域で用いられたかという点も考察に値する。

このような起請文の分布や、様式論の組み合わせをどのように抽出すればよいか。

幸いにして、起請文は東大寺文書に多く残っている。東大寺文書に関しては1985-7年の科学研究費助成金「東京大学史料編纂所所蔵の影写本収載古文書検索システムの開発」(代表:笠松宏至)によって目録データが集積させており、そのデータを本科研では利用している。その為、他の文書群よりも多くのメタデータが登録されており、より詳細な「カタログ」を作成することが可能である。

まず「起請文」や「牛玉」若しくは「牛王」で検索をし、カタログ化を行う。「起請文」で検索した場合の総数は4,547件、牛玉若しくは「牛王」で検索した場合は191件であった。

そうした起請文の一覧から鎌倉時代までのものをまとめると、平安遺文・鎌倉遺文に載っていないものを多数見付けることができた。

次に起請文の一覧から、詳細情報や史料画像・刊本の版面画像を調べ、牛玉宝印を料紙として記された牛玉宝印の一覧を抽出した。

この2つを比較すると、鎌倉期は数少ない例外を除けば東大寺の起請文で牛玉宝印が用いられていたことが容易に分かる。しかし南北朝期になると東大寺文書だけでなく、他の寺院(特に東寺)でも用いられるようになる。

そこで、古文書の年代画期を手掛かりに、同時代の記録史料を探してみたい。牛玉宝印を用いて起請文を記すという行為が古記録で確認出来ることは極めて稀である。そうした中で、『師守記』に興味深い記事を発見した。貞治六年(1367)六月廿五日条にある「今日酉剋、法皇長老来臨、助教殿之間事、被口入之間、所詮悔先非(ママ)可書進誓文於熊野牛王裏、然者可免許之由、被示之間、為其来臨、則四箇条被書告文、又縫殿権助・愚息大炊権助・音博士等同書之、同牛王裏也 連署、青侍等悉被書之了 連署、入夜長老被帰宿了、又今夜助教殿被出々居、家君対面給、神妙々々、」である。事の発端は同月九日に中原師守の兄である師茂は息・師秀を義絶したことにある。師守は義絶した仔細は記していないが、師秀にとっては中原家を継ぐためにも死活問題であったろう。そのため、師茂・師守兄弟の叔父にあたる法皇寺長老の空照房に「可有御口入之由、被懇望」(同月十七日条)で救いを乞うこととなった。その際に記されたのが告文、つまりは起請文でありその料紙は熊野の牛玉が用いられたのである。この貞治六年と、東寺文書に残る牛玉宝印を用いた起請文の年代はほぼ同じといってもよいだろう。つまり、このユニオンカタログを用いた古文書のカタログ化によって、起請文の料紙の有り方について画期を推定出来ないだろうか。

無論、一点の記録を持って画期を論じる危うさは言うまでもない。しかし、古文書ユニオンカタログの統計学的データを論証の一つに加えて、画期を見いだす試みは決して無駄なこ

とではない。これから更にユニオンカタログが詳細情報を増補していくことによって、こうしたカタログ化は精密さを増していくことだろう。

5. おわりに

日本古文書ユニオンカタログは、「古文書リンケージ」プラットフォームを目指すべく、古文書目録DBを基盤として、目録情報、所在情報、釈文情報、古文書画像などさまざまな古文書に関する情報の統合と、古文書のグルーピングを実現した。2011年5月1日現在で公開しているデータは323,104件であり、そのうち影写本収載古文書が211,087件である。2008年3月より、本システムをリリースした。今後は、さらなるデータの追加、および、グルーピングを進め、日本史に関係する古文書を網羅していく。

謝辞 研究の一部は、日本学術振興会科学研究費基盤研究(A)(21242021)「協調作業環境下での中世文書の網羅的収集による古文書学の再構築」の助成を受けたものである。

参 考 文 献

- 1) 宮地正人: 史料編纂所の歴史とその課題, 歴史学と史料研究, 山川出版社(2003).
- 2) 近藤成一: 21万通の古文書を集める, 歴史知識学ことはじめ, 勉誠出版(2009).
- 3) 佐藤進一: 新版古文書学入門, 法政大学出版局(1997).
- 4) 小路田泰直: 国史の誕生と『大日本編年史』編纂の中止, 歴史学と史料研究, 山川出版社(2003).
- 5) 千々和到: 東大寺文書にみる牛玉宝印(円照上人七百年忌記念鎌倉時代特輯号), 南都仏教, pp.97-116(1977).
- 6) 東京大学史料編纂所: 東京大学史料編纂所史料集, 東京大学出版会(2002).
- 7) 千々和到: 中世の誓約文書=起請文の、二つの系列, 國學院雑誌, Vol.106, No.2, pp.1-11(2005).